

平日会員の家族会員 新規募集のご案内

この度、正会員の家族会員に加え、甲種平日会員及び乙種平日会員の家族会員を新たに募集することになりましたので、ご案内致します。

また、個人正会員の家族会員につきましても引き続き募集しておりますので、こちらも合わせてご入会を頂きたくお願い申し上げます。

1. 募集開始時期 : 平成26年8月1日～

2. 入会金及び年会費

単位：円

会員種別	入会金 (税込)	年会費 (税込)
個人正家族会員	540,000	54,000
甲種平日家族会員	324,000	37,800
乙種平日家族会員	216,000	16,200

3. 参加できる競技等

会員種別	競 技 名
甲種平日家族会員	ダブルス競技・秋分の日杯・体育の日杯・勤労感謝の日杯 週日に開催される競技
乙種平日家族会員	週日に開催される競技

4. 規 約

上記新規募集に伴い、クラブ規約 第5条 3.家族会員 及び クラブ細則 第11条は、平成26年6月21日理事会により、下記の通り変更となっております。


(1) 規約 第5条 3.家族会員

会員の配偶者及び満25歳未満の扶養家族で、その会員の申し込みによって、理事会の承認を経て会員の登録をした者。

家族会員は、会員と同じくゴルフ場の施設を利用できる。

(2) 細則 第11条

家族会員の権利は、そのもととなる会員が会員でなくなった時及び当人が会員の配偶者又は、満25歳未満の扶養家族でなくなった時消滅する。

 富士カントリークラブ
お問合せ先 経理部
TEL 0550-82-1618